

第三十七回国会 衆議院 商工委員会議録 第三号

昭和三十五年十二月十五日(木曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事坂川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 神田 博君

佐々木秀世君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 田中 榮一君

原田 憲君 早稲田柳石門君

岡田 利春君 勝澤 芳雄君

小林 ちづ君 東海林 稔君

中村 重光君 和田 博雄君

出席國務大臣

國務大臣 迫水 久常君

出席政府委員

經濟企画事務次官 江藤 智君

總理府事務官 (經濟企画庁調 中野 正一君

整局長) 外務事務官 關 守三郎君

力部長) 通商産業事務次官 始関 伊平君

通商産業事務官 (大臣官房長) 樋口 誠明君

委員外の出席者

大藏事務官 橋口 収君

(銀行局特別金 融課長)

大藏事務官 高橋 英明君

(為替局投資課 長)

通商産業事務官 (通商局振興部 長) 柿坪 清吾君
専門員 越田 清七君

本日の會議に付した案件
海外經濟協力基金法案 (内閣提出第 三三三號)

○中川委員長 これより會議を開きま す。

海外經濟協力基金法案を議題として 審査を進めます。

質疑の通告がございますので、順次 これを許します。松平忠久君

○松平委員 海外經濟協力基金法案に ついて、若干大臣に質問をしたいと思 います。

第一に、最近の欧米各国並びに國際 協力機關等において、主として東南ア ジア等に対する經濟協力の關係といふ ものがどういふふう動いているか、 そのことを大まかに一つ最初説明して もらいたいと思うのです。それはい わゆる國際連合を中心とするような國 際的、全体的な考え方の援助方式とい うものがある。それからもう一つは各 個別のものがある。その間におきまし ては、コロンボ會議等において見られる ような、いわゆる二國間援助方式とい うものがある。非常に複雑だと思ひま す。援助方式といふものは、そういう ものは今日どういふふう実際に動い ているのかというところを、まず最初 に伺いたいと思うのです。 その次に伺いたいことは、そういう 複雑ないろいろな方式の中で、日本は今

日までどういった役割を演じてきたか ということを伺いたいと思ひま す。最初、その二点をお伺いいたしま す。

○迫水國務大臣 世界各國の國際經濟 協力に關する現状はどうなっているか という問題につきましては、もしお許し がありますれば、ここに資料がありま すので、事務局から数字について 御説明をさせていただきますと思ひま す。その説明が済みましたあと第二段 の問題について……

○中野政府委員 國際的な經濟協力の ための機關をいたしましては、まず御 承知の通り國際連合の動きがあるわ けでございます。これ以外に、コロン ボ會議、それから最近でございました低 開發國の援助グループの會議、こゝに いろいろの國際的な經濟協力の推進機 関がありまして、これが主として西歐 諸國を中心としたしまして國際的な經 濟協力の推進に当たつておるわけでご ざいます。またこれ以外に、經濟協力 といひましても、技術援助または資本 援助といふことに分かれるわけであり ますが、主として金融面の國際的な機 関をいたしましては、國際復興開發銀 行、いわゆる世界銀行といつておるの がございまして、これは授權資本が二 百億以上ございまして、現在まで全 体といたしまして約五十一億八千万ド ルの融資承諾をやつておりまして、こ のうちで東南アジアへどれだけの金が 回つておるかということでございますが、約一九％、正確に申し上げますと一 八・七％が東南アジア地域に融資をさ

れております。

それから次に國際金融公社というも のがございまして、これは資本金は一億 ドルでございます。これは規模は小さい のですが、いわゆる世界銀行の機能を補 完する意味におきまして、主として小 口の貸付に当たつております。これは 民間の投資を援助するといひますか、 民間の投資が円滑にいくように融資を やる機關でございます。これも東南 アジアに對しまして、援助額の約九％ が貸し付けられております。

それから第三に、今度でございました わゆる第二世銀、正確には國際開發協 會といつておりますが、従来の世界銀 行の機能では十分に低開發國の援助が できないといふことで、主として低開發 國に對しまして、長期のしかも低利 の金を貸すといふことで第二世銀がで きたわけでありまして、この特徴は、一 つはソフト・ローンといつております が、要するに現地通貨で金を返してよ ろしいといふことで、そういう特色を もちまして貸付いたしまして、日本と いたしましてはこれに加盟をいたしま して出資をするといふ法律案を今国会 に出してあります。これがございする の資金が相當流れてくるのじゃないか というふうにわれわれは期待しており ます。

約半分近い二千万ドルの金が東南アジ アに向けられておる。これは主として 病院でありますとか学校でありますとか、 あるいはいろいろな事業に對して國連が特別 基金から金を出して援助しておる。 いろいろ形になつておる。そういう意味の 參加をいたしまして、そういう意味の 國際的な經濟協力といふことをやつて おる状況になつております。

○松平委員 さつき私が言いました、 そういう中において日本はどういう役 割を今日まで演じてきたか。出資も必 要であるし、それからその中でどうい うところに日本としては重点的に考へ て積極的に參加するの、してきたの か、コロンボ會議等においてもどうい う役割を今日まで日本は演じてきた か、そういう点をお伺いしたい。

○迫水國務大臣 ただいま御説明申し 上げました國際的な諸機關の中には、 割合からいいますと、きわめてわず かでございますが、日本も出資をして おることは御承知の通りでございます。 し、國際復興開發銀行のごときは、む しろ日本は借りてゐる分もあるよう な次第でございます。この國際的な、 いわゆるマルチラテラルと申します か、多角的な國際協力の中における日 本の立場といふのは、率直に申して決 して大きなものではないと思つており ます。しかし、そういう方向にさらに 力を入れていく、仲間に入つていくと いう方向はもちろんとつてゐるのであ りますが、東南アジア等の諸國に對し

ます二国間の援助につきましては、現在千八百億圓ぐらゐの残高が残つておると思ひまして、主としてそういう方向で日本の国際協力というものはされておるはずだ、こゝろは理解をいたしております。

○松平委員 そこで、今事務局で説き上げられた多角的な援助機構の内容を見ると、やはりほとんどがアメリカを中心としたドル援助、こういうことになると思ひます。その後イギリス等においても、最近数年の間に若干援助額が伸びておる。西ドイツも伸びております。ところで、アメリカのドル防衛等の措置によりまして、これが一体どういふふうに変化をしていくのか、その見通し等が今日政府に概略でも立つておられるかどうか。言いかえるならば、アメリカのドル援助というものはだんだん少なくなつてきている、そうしてほかの国の援助というものがこれにかわつていくというふうな傾向があるのかないのか、そういうことのお見込みはどうですか。

○迫水国務大臣 少し率直過ぎる御答弁で恐縮でございますけれども、率直に申しまして、現在のところアメリカのドル防衛の措置による国際援助の肩がわりという問題についての見当ははっきりしていません。将来アメリカがどういふ格好で出てくるのか、そういうことがきまつて参りませんと、はつきりした見通しをつけかねております。

○松平委員 その次に伺ひたいのは、現在の国際的な多角的な援助形態のもとにおける援助というものが将来は拡大していくのであるか、あるいはそうではなくて、二国間の援助方式という

ものが拡大していくのであるか、プロモーターとしてはいろんなプロモーターがあると思ひます。しかし、その実際の援助の方式というものは、将来一体どちらの方に向きつつあるのか、また日本は多角的なおつき合ひもするといふので、おつき合ひもしてあるわけでありまして、将来のことを考へて、一体どういった方式が、主として東南アジア等におきましてはうまくいくのかといふことに対しての見解を伺つておきたいと思ひます。

○迫水国務大臣 これは非常にむづかしい問題ではございますが、われわれをいふと、多角的な援助方式は、多角的な経済協力に對しておつき合ひをしていくといふことも、もちろん考へておるのですけれども、そうかといふて、その方一辺倒にいくわけではないのでありまして、二国間の援助、協力といふことについてもやつていく、そのところをどつちが重点かといふ御質問ですが、両方だといふことをお答えする以外にはないと思ひます。

○松平委員 もう一つ何つておきたいのは賠償関係であります。この賠償関係と援助との関係というものは、今日どういふふうな具体的に行なわれておりますか。言いかえる、ある物資を賠償で持つていくといふ場合に、その付帯工事その他が借款その他の形式によつて行なわれるといふようなことがあるのかどうか。また賠償の協定と同時でできた民間借款といふものがありまして、その中には、たとえばビルマのようなのは日本がある程度あつておるのを、その賠償に伴つて、それに付随

するといふか、あるいは並行するといふか、そういうことに伴つて経済協力といふものもやつていくといふ可能性といふものは、今日の程度あるのかといふことを、こゝで聞いておきたいと思ひます。

○迫水国務大臣 私非常に詳しく具体的に知らないもので申しわけありませんが、その点については専門家から御答弁をさせていただきますが、もちろんそういうこともあり得るものと考えております。

○松平委員 もう一つ何つておきたいのは、各国の多角的な援助もしくは二国間の援助といふものは、たとえばイギリス、アメリカ、西ドイツあるいはフランスといふところを対象にしまして、それはその国の政府のどういふ機関が取り扱つておりますか。

○關政府委員 多角的な国際的な金融機関と申しますと、これは代表的なのは世銀でございます。世銀の各国に對する借款といふものは、原則的に世銀が直接扱つております。日本でも……。

○松平委員 私の聞くのはそういうことではないのです。国内においては大蔵省が取り扱つておるのか、どこが取り扱つておるのか……。

○關政府委員 それは国によつて当然違ひわけでございますが、多くの場合、特別なそういうものを受け入れする機関がある。たとえばインドなんかはそういうものができております。それから、国によつては外務省が扱つておるところもあり、国によつては大蔵省が扱つておるところもあり、国によつては全部違ひわけでありまして。

○松平委員 統一的なものとしてです。統一的なものは私はできておらないように思ひます。

○松平委員 私の言ふのは、つまりこれから日本のことに移つて参るわけだけれども、その前に外国のことを聞いておるわけですね。つまりイギリスとか西ドイツとかアメリカとか、この三カ国につきまして、海外にそういう経済的な協力をするといふ場合において、政府内部においてはどつちの機関が取り扱い、もしくはどつちの審議会なり、統一された政府の意思といふものは、どつちの形態で行なわれておるかといふことを聞いておるのです。

○關政府委員 どうも御質問の趣旨を取り違へて大へん申しわけございませんが、たとえば、アメリカでございましてと大体それは三本になっております。軍事援助関係は国防省がやつておる。それからICAの関係は国務省がやつておるわけでありまして。それからその他に、たとえばエキシム・バンクとか、それからDLFといふものがございますが、これはそれぞれその機関でやつておる。その間の調整といふものは、これは結局内部的にお互いに話し合つてやつていくといふことで、統一的な機関はできておりません。これは実はきのうもDLFの人がやつて参りまして、午前十時から話をしまして、その点は特に私も聞いたのでございますが、できておらぬ、これはお互いの間で話をして調整しておるのだ、こゝろを言つておられます。

イギリスの場合でございまして、これはたとえばECGF、例の輸出金融保証局、こゝろのものをいふと、それ

それからコモンウェルス・デベロップメント・ファンドもございまして、もう一つ——三つばかりでございますが、そういうものはおのおのその局に従つてやつておるわけでございます。その間の話し合ひといふものは、これはおそろく、はつきり確めておられますが、お互いの間で話し合ひをしてやつておるのだらうと思ひます。ドイツの場合も、これは何といふますか、例のKDFですか、こゝろのものはかにAKAといふものもございまして、これはそれぞれ別に活動しております。金を貸す機関としては別に活動しておるといふことは言えると思ひます。

○松平委員 そこで、今度の基金法案といふものは、そういう欧米の例になつて、日本でも一つ各省にいろいろなものを分けてしまふといふ考えで、これは企画庁といふことにきまつたわけですか、それとも、この企画庁が所管をするといふいささとはどこにあるのですか。

○迫水国務大臣 これは通産省の関係もございまして、外務省の関係もございまして、どこにということがちよつと困るのですから、おそらく経済企画庁に持つてきたのだらう、率直に申してそゝろ思ひます。

○松平委員 この法案の内容を見ると、これは輸銀でもってベースに乗らないといふふうなものに對して取り扱ひ、そして事務的な仕事は全部輸銀を通してやるのだ、こゝろいふふうになつております。そこで、輸銀は大蔵省の管轄になつておる。そゝろいふと、やつぱり輸銀と同じような系統のものが取り扱ひのが筋ではないか、

こういふふりに一応考えられます。そこで、輸銀と特に切り離してこれを企画庁に持ってきた、輸銀の監督官庁とは別個に監督官庁をきめたという積極的な理由はどこにあるのですか。

○迫水国務大臣 これは私の理解しておるところであります。過去の速記録等にどういふことが書いてあるかというところは、私ちょっと勉強しておりませんのでよく知りませんが、これを輸銀にくっつけなかったのは、要するに、輸銀の方の仕事は、一応銀行的なベースに乗った金融をするところであるし、この基金の方は、法律自身にも書いてございす通り、必ずしも銀行ベースに乗らないものをするのだというところになっておりますので、かりにこれを大蔵省に持たせるといふと、銀行ベース的な感覚が強くなるから、そういうことではないかというの、経済企画庁にきた主たる原因である、私はこう理解しておる次第でございす。

○松平委員 現在海外経済協力に関するいろいろな仕事というものは、関係各省に分かれておる。そこでわれわれが非常に理解できない点は、たとえば、前国会においてもアジア経済研究所法というものができました。これは通産省が所管しておる、輸銀は今のよう到大蔵省が所管しておる、今度のは企画庁だ、それからコンボ会議その他のいわゆる多角的なことについては外務省が窓口になっておる、世銀等については大蔵省、こういうふうになっておる。非常に各省はばらばらになっておる傾向があります。これは結局セクショナリズムというか、なわ張りというか、そういうところからきた現象で

はなかりか。何もそこに積極的な理由があつてそういうふうに分かれたのじゃなくて、ちよつと初めつばをつけたから、墮性でそれがそこについてちよつたというふうになっておるところもあるわけですね。けれども、これがまずいのではないかと私は思うのです。そこで、今は一体どういふふうにして海外経済協力に関する統一ある意思というものを作っておるか、どういふ機関があるか、日本では話し合いによつてやっておるのだらうと思うのですが、これだけでもつては私はなかなか解決できないと思うのです。というの、今申しましたように、初めから一種のなわ張り根性なりセクショナリズムというものがあつたのであつて、その結果ばらばらに分かれたというのでありますから、そのままにただ話し合いだけということではうまくいかない。やはり何らかの機関を設けて、そして海外経済協力等に関する意思疎通の恒久的な委員会なり何なりを設けるということが必要ではないかと私は思つております。大臣はどういふふうにお考えですか。

○迫水国務大臣 私も、この国際経済協力という問題につきまして考え始めて、過去のいろいろなことはよく存じませんが、たゞいまその方面に非常に御造詣の深い松平さんのお話を伺いますと、いかにもそういうことがありそうな感じがいたします。それで、恒久的な委員会とか審議会とかいふものを作ることの是非ということについては、これは委員会の程度も、どういふ段階で作るかというふうな点とについてもいろいろ研究を要する点があると思ひますが、少なくともその事務的な関係においては常時話し合つていけるはずでなければ、その話し合いの場というものをきめる。事務が起つたときに、そのつどお互いに話すというのでなしに、話し合いの場所をきめるように、少なくとも事務的な段階ではそういうふうなものをきめた方がいいんじゃないかというふうなことを、ただいまのお話しでつくづく私も感じます。従ひまして、経済企画庁がそういうときに差し出がましきやつていいかということになると、若干疑問もございすけれども、かりに世話役くらいのもので、一応そういうものでも考へてみた方がいいんじゃないかというふうなことを、今考へていることを申し上げまして、これからさらに研究させていただきますと思ひます。

○松平委員 今のお話によりまして、事務的な段階においてや恒久的な仕組みというものを考へてみたい、こういうふうな理解されるわけですが、そういうことですか。

○迫水国務大臣 そうです。

○松平委員 そこで、次にお伺ひしたいのは、これは利息は一体どの程度とるのですか、この基金というものは。

○中野政府委員 この基金の利息等の貸付の条件につきましては、これは全部業務方法書で定めることになっておりまして、まだそこまでのいろいろな細目はきめておりませんが、少なくともこの基金を作ります趣旨から申しまして、輸出入銀行の条件よりはゆるやかな条件にしたい。たとえば、期間等につきましても、輸出入銀行よりも貸付の期間は長い。利率等につきましても、輸出入銀行の利子よりは安い。輸

出入銀行の利子は、御承知のように輸出入関係につきましてもは四分でございすが、投資金融、事業金融という方面につきましてもは四分五厘以上になっております。いろいろケースによつて違つております。従つて、それ以下になるといふふうには御了承願ひたいと思ひます。

○松平委員 そこで、今お話しになりましたように、輸出入銀行のベースには乗らないための金融だ、こういう内容の法律案なんです。輸出入銀行に申し込みをいたしまして、そうして断られたというふうな例がかなりあるから、こういうものができたんだらうと思うのですが、輸出入銀行の金融のベースに乗らないで断られた、しかしなおかつこれで救つてやりたいというふうなものは、今日までどういふものがあつたのか、これを一つ具体的に少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 私の承知いたしております限りにおきましては、輸出入銀行に正式に申し込みをしまして、それで断られたというのはいないやうに聞いております。ただ、輸出入銀行は法律でもいろいろこまかい条件が書いてございす。また、業務方法書にも貸し出しにつきましては各種の条件がこまかく書いてございす。そういう条件の輸出入銀行あるいは役所に相談に來まして、このケースはとも輸出銀行の金融ベースに乗らないぞというやうなサセスチョンのやうなものがあつて、正式に申し込みをするに至らず引き下がつたというケースは、相当あるではないかというふうには承知しております。たとえば、まだそれほど具

ネオのカリマンタンの森林開発というふうなものは、これは開発にも非常に長期の時間がかかりまして、そういうやうなものは、金利はさることながら、貸付の期間等ではこれはとても輸銀のベースへは乗りそうもないというやうなことで、正式にはまだ輸出入銀行に話がいついていないやうでございすが、今度基金ができますれば、そういうやうなケースがこの基金の対象として十分考へ得るではないかというやうに考へております。

○松平委員 今の説明によると、そういうものが役所等のサセスチョンによつてかなりあつたというのですが、輸銀の窓口によつてけられたものは一つもないという説明なんです。はたしてそういうことですか。それは事実ですか。つまり、輸銀まで行かずに断られてしまつた、こういうケースが非常に多い、輸銀へ行つて断られたというやうなものはないというやうなことを言われたのですけれども、その点はどうでしようか。

○高橋説明員 大蔵省の方からお答えいたします。

私の方で輸出なり投資なりを為替管理法上許可いたしまして、その許可を受けて輸銀の方に申し込みに行きまして断られたという例はございせん。

○松平委員 そこまで行かずに途中で断られてしまつた、あるいはあきらめさせられたという例がたゞさんあるというのですが、それをカリマンタンの例だけでなく、どんな例があつたというのをちよつと並べてみて下さい。そういうものが対象になるだらうと思うから。

○柿坪説明員 先ほどのカリマントンのように中小企業者が集まりまして投資をいたしたい、そういうときに、輸銀に借り参りますれば当然厳格に担保を要求される。そうしますと、担保能力がないということで、今後輸銀へ話を持っていくてもなかなかむずかしいということがあります。それから、それから今までに、たとえばイスラエルで造船所の通関が前にあったことがありますが、そういう場合に、造船所の設備を輸出いたします半分の金額、半額を投資してくれというふうな要望があったことがございます。その場合に、投資をするときすれば、機械メーカーといたしまして非常に長期の資金をそこに焦げつかせるということになりますので、これについては現在輸銀でやっておりますような金利、期間あるいは担保条件では機械メーカーとして、とてもそういう交渉には応じられないということ、現在の金融態勢では投資に応じかねるということ、入札を断念したという例がござります。断片的に申しまして、そういうふうに延べ払い輸出に伴いまして投資を許されたいというふうな場合が現在までもあります。今後非常に多くなるのではなかろうか、そういうふうに考えております。

○松平委員 例というのは、今あげられた例が二つばかりあったわけですが、どういうようなものが途中で断わられたのか、そういうようなことを政府は部内で把握しておるのですか。今例をあげると言ったところが、ちつともあがらない。輸銀のベースに乗らなかったケースがどこどこにあったかというところを、やや具体的にどこかでそれを握っておる役所はございせんか。

○松平説明員 私たちちうわさ話といたしまして盛んに聞くわけはございせんが、何分銀行というところは、業界にとりましてはこわいところらしいので、なかなか自分が証人になつてもはつきりさせるというだけのはつきりとは確認を持ってわれわれに報告していただけないという状況でございまして、残念ながら確実なところについては輸銀の断わられたという例は掌握しておりません。

○松平委員 大臣、今お聞きのような答弁なんです。つまりこの法案を作るという対象物がわからない。この法案を作るというからには、かなりの対象物というものがあつて、だからこれを五十億出す、五十億じゃ足りないから百億にするんだということになるのだから、思うのですが、輸銀ができてから今日まで、輸銀の窓口で断わつたものはない、途中で断わられたものがたくさんあると思うけれども、しかしそれはうわさ話である、どうもわからぬ、これではおかしいと思うのです。もう少しそういうものは、はつきりしたデータというものをどこかでつかんでおるような仕組みになつておらぬのかどうか。こういうことからいって、どうも各省ばらばらであるということ、私は原因じゃなからうかとも思いますが、事務的にちつとも連絡がないんじゃないか、こう思う。どうお考えでしょうか。

○迫水国務大臣 私さつきから実ははらはらしておつたのでありまして、まことに松平さんの御指摘の通りだと思ひます。

○松平委員 次に伺いたいのは、これは担保はとるのであるか、あるいはとらない場合もあり得るのですか。

○中野政府委員 法律にもございせんが、輸出銀行におきましては、これは償還確実なものにだけ貸すというところになっておりますので、担保をとることにしております。ところがこの法律におきましては、それほど厳重な条件を課しては、それほどの二十一条件にございせん。法律の開發事業にかかわる事業計画の内容が適切でありまして、しかもその達成が確実と認められる場合には、金を貸してよろしいということになっておりますので、必ずしも輸銀のように確実な担保をとるというところを、法律としては要求してはおりません。従つて、相当輸銀の貸付条件よりは、担保につきましても、弾力的に運用ができるというふうに考えております。

○松平委員 もう一つついでに伺つておきたいと思うのですが、五十億といふのは、今まで輸銀にたな上げされておつたというか、輸銀に預けてあつた、出資されておつた、それを持つてきたのだ。大体今までの見込で、今大臣の答弁にありましたように、日本のそういう方面の企画的なものも含めての投資額というのか、そういうものは約一千何億というところですが、そこで一体五十億やそこらの程度で、海外経済協力基金法などという名前だけはいっぱい名をのつけたものでは、名前倒れがするくらいに思ふのだけれども、五十億やそこらで一体できるかどうか、これはもう少し例をよけいつけなければだめになると思ふのですが、その辺はどういうお考えですか。

○迫水国務大臣 きわめて御同感なんでしょう。ほんとうに五十億くらいは金ではどうにもならぬといふことは御同感であります。だんだんにふやしていくというか、小さく生んで大きく育てる、こういう原理に従つてやるつもりでございまして、来年度にもさしあたり、今予算を要求してありますのは五十億でありますけれども、もし自然増収等の見込みで、もう少しお金が増えたら、もう少し少し上げてやろうと思つておる次第であります。

○松平委員 それからもう一つ伺つておきたいのは、これは法律案によりまして、東南アジア等の地域という表現になつておられますが、この法律案の対象としては、重点的にはやはり東南アジアというものを中心に考えておられるわけですか。

○迫水国務大臣 日本の関係からいまして、当然東南アジアが中心になるものと考えております。

○松平委員 そこで、東南アジアといふことになりまして、国情もかなりいろいろ違ふと思ふのですが、その中のどういった対象業種というものをとお考えになつておるのですか。東南アジアの各国は、五カ年計画とか七カ年計画とかといふものをして、工業化を進めていくといふ考えであることは御承知の通りなんです。そこでこの工業化に対して日本が投資をするといふことになりまして、きわめて膨大な金が必要と思ふのです。そこでこの五十億あるいは近い将来百億になるかもしらぬが、この程度のものとしては、それらの国のいわゆる計画経済に基づくところの新しい施設に対する投資といふことは、この程度の金ではなかなか困難だ、こういうふうに予想されます。そういういたしますと、政府自身はこの金を主として使つべき対象として、どういふ方面にその対象物をお考えになつておるかといふことを伺つておきたいのです。

○迫水国務大臣 主としてどういふ方の対象物といふことは、私まだはつきりきまつていないのだと思つておりますけれども、ただいまお話しした通り、もともと金の五十億でございまして、その膨大なものにいきなり投資をしていったり融資をすることはできないと思ひます。従つてこの基金を設置した目的にかなうような、そしてそういう意味において効用の大きなものを取り上げていくんじゃないか、つまり輸銀とかそのほかの方でまかない得ないようなそういうもので比較的效果のあるもの、こういうことがねらいじゃないかと思つております。

○松平委員 そういう抽象的なお答えなんです。それを具体的にもう少し内容をつけると、どういふふうな産業といふことになりませんか。

○迫水国務大臣 たとえば農業とか中小企業といふものは、どうも輸出入銀行の対象にはなり得ない部分が多いんじゃないかと思ひます。それから、それから逆に考えていくと、この基金といふものは中小企業とか農業とかといふものを——主としてという言葉はこれを使つてまたあとで問題になるといけません、そういうことが対象になるのだ、こう思つております。

それらの国のいわゆる計画経済に基づくところの新しい施設に対する投資といふことは、この程度の金ではなかなか困難だ、こういうふうに予想されます。そういういたしますと、政府自身はこの金を主として使つべき対象として、どういふ方面にその対象物をお考えになつておるかといふことを伺つておきたいのです。

○迫水国務大臣 主としてどういふ方の対象物といふことは、私まだはつきりきまつていないのだと思つておりますけれども、ただいまお話しした通り、もともと金の五十億でございまして、その膨大なものにいきなり投資をしていったり融資をすることはできないと思ひます。従つてこの基金を設置した目的にかなうような、そしてそういう意味において効用の大きなものを取り上げていくんじゃないか、つまり輸銀とかそのほかの方でまかない得ないようなそういうもので比較的效果のあるもの、こういうことがねらいじゃないかと思つております。

○松平委員 そういう抽象的なお答えなんです。それを具体的にもう少し内容をつけると、どういふふうな産業といふことになりませんか。

○迫水国務大臣 たとえば農業とか中小企業といふものは、どうも輸出入銀行の対象にはなり得ない部分が多いんじゃないかと思ひます。それから、それから逆に考えていくと、この基金といふものは中小企業とか農業とかといふものを——主としてという言葉はこれを使つてまたあとで問題になるといけません、そういうことが対象になるのだ、こう思つております。

○松平委員 そういう抽象的なお答えなんです。それを具体的にもう少し内容をつけると、どういふふうな産業といふことになりませんか。

○迫水国務大臣 たとえば農業とか中小企業といふものは、どうも輸出入銀行の対象にはなり得ない部分が多いんじゃないかと思ひます。それから、それから逆に考えていくと、この基金といふものは中小企業とか農業とかといふものを——主としてという言葉はこれを使つてまたあとで問題になるといけません、そういうことが対象になるのだ、こう思つております。

○松平委員　そこでついでに何っておきたいのですが、インドネシアの水田開発計画というものは、その後どういうふうに動いておられますか。

○關政府委員　現実にインドネシアから要求があるものは、技術援助の面でもかなり要求が出て参りまして、これに關しましては、着々手をつけまして、コロンボ計画その他でかなりの人間を送り、またかなりの器材を送り、肥料の使い方、それから種子の改良、耕作の仕方の指導、こういうものをやっておりますが、それ以外の要求は現在のところインドネシア側から出てきておらないのであります。

○松平委員　一萬田ミッションが行ったときには、どういふ話し合いになつておつたか知らぬけれども、とにかくその当時伝えられておるところでは、かなりの水田開発計画というものを向こう側では考へておつた。今日一番米に困つておるのはインドネシアです。そういうことから日本側の協力によつて、この水田開発を進めたいという意向があつたように聞いておるわけですが、そこで、その後向こう側から何も言つてきていないというのはどこに原因があるのか、治安上の問題ということももうわざわざ聞いておる、何か原因があるのですか。

○關政府委員　その後、今申し上げましたように、米作関係の技術センターのようなものを作つてくれという要求がございまして、いきなり技術センターというわけには参りませんので、それでは一つ相当の数の技術者と器材を出して、まず地ならしをやらうじゃないかということで、それを現在やつておるわけでございます。

○松平委員　それからもう一つ何っておきたいのは、漁業については、東南アジアにおいて、日本側はどういうような計画についての援助要請がござい

ますか。

○關政府委員　漁業は大きく二つに分けてまして、二つに分けるといふのは必ずしも適當でないのかもしれませんが、ほとんど各国から参つておられますが、それがブライベート・レベルで参りますのと、政府レベルで参りますのと二つございまして、西の方から申しますとパキスタン、今度来ておる大統領からも漁業をもう少しやつてくれということを出してきておるわけであり

ます。これは政府レベルで参つておられます。インドにおいては、おそろしく今年度において漁業センターを作る、訓練関係のセンターを作る、これは政府レベルの話であります。これと並行いたしまして、民間では現に大洋漁業が出てやつておられます。カルカタ方面の東海岸でもそれに類した要求が民間レベルの話し合いで行なわれておられます。ビルマにおきましては、賠償に伴う経済協力ということで、大洋漁業がやつておりましたが、これはその後ごたごたが起きました。現在のところ停頓状況になつておられます。マレーにおきましては、現に海外漁業株式会社と先方の民間との話し合いができて、何と申しましたか、島がございまして、あそこでも現実にやつておられますし、シンガポールでも同様の話が進んでおられます。インドネシアからもこれに類した話がございまして、インドネシアの場合には政府レベルでありまして、復員者の方からそういう話が出ておるが、これはまだ話が固まつておらない

状況になつておられます。タイからも例の漁業訓練の話がありましたが、その後立ち消えになつておられます。他に技術協力の関係では、人を出して協力いたしておられます。フィリピンも同様な経過になつておられます。大体大ざっぱに申しますと、そういうことで、各方面からかなりの要求が民間からも出ておられますし、政府からも出ておられます。こういう状況でございます。

○松平委員　長官はインド駐劄大使の那須さんから東南アジア、ことにインドにおける開発計画等について、日本がどういふ方面に協力すべきことが必要だという意見書が出ておるやうであります。が、ごらんになりましたか。

○迫水國務大臣　まことに申しわけありませんけれども、まだ見ておりません。

○松平委員　私も見ておらないのだけれども、どういふことをいつておるのか、どなたか知つておる人があつたら、ここで披露して下さい。

○關政府委員　那須大使からの意見は、かなり昔からでございますが、要するに米作の技術をもう少し教えてやつたらどうかということ、那須大使からそういう御意見が出て参りましたので、インド政府そのものの意向はどうかということを確認しておつたのであります。同時に、その後その農業大臣も来ましたので、私もお会いいたしまして、あなたの意向をはつきりして、くれといふことを申しましたら、ごく最近に至りまして、半年くらいもつと前だと思ひますが、いよいよインド政府も、確かにこれは必要だから、日本の援助を借りたいといふことになりまして、あそこでやつておられますところ

の農業エキステンション、地方に九カ所ぐらい分けてありますけれども、そういうところから農業改良のための施設を作つておられますが、そこに日本から器材並びに人員を出しまして米作の指導をやつてくれといふことで、ようやく道軌に乗つて参りまして、来年度予算によつて私どもの方から要求を出して実施する、こういうことになつております。

○松平委員　それでは、ビルマは日本の農業センターというより、なまもののはどうしてあんな具合になつたのか。向こうでも何といふか、もてあましきみになつておる、こういう状態のことを聞いておられますが、あれはどういふわけですか。

○關政府委員　これは明らかに過去におきまして業者の間にはつきりした意思の疎通がなかつたといふことが認められるのでございます。これは前々回でございまして、やはり松平委員から御質問を受けまして、何とかまづおさめたいといふことで、だいたい骨を折つたわけでありまして、最近に至つて一応の解決案ができて、ビルマ側もこれに納得しておるのが実情でございます。

○松平委員　そこで今度は大臣にちよつと伺つておきたいのですが、ただいまの質疑応答でも、各国においていろいろな計画はあるやうであります。が、農業及び水産あるいは林業といふようなものをひつくるめて、どの程度日本側が協力し得るやうなものがあるのか、あるいはその額は一体どのくらいになるのか、こういうことはどこかでチェックしていかなければならぬと

思ふ。そうでなければ、これがなかなか働いていけない、こういうふうには思ひます。そういうことからいつても、今私が言いましたやうな、長官も認められたやうな、何か連絡協議会といふか、恒久的なものを作つておく必要があるのではなからうか、こういうことを痛感するわけですが。

そこでもう一つ伺ひしておきたいのは、日本側として、低開発国ことに東南アジアを中心とするアジアの地域における開発に協力するといふ根本的な方針、こういうものはお考えになつておるのかどうか。言いかえるならば、それらの国がいろいろな計画経済的なこと、五カ年計画、七カ年計画といふものを考へてやつておるけれども、それがややもすると計画倒れになつてしまつて、途中で多つて挫折しておるというケースが非常に多いと思ひます。また治安等の関係があつて、計画が遂行できないということもあると思ひます。しかし日本の将来の経済のあり方と、東南アジアとの関係といふものを考へると、そこで何らか日本としてはどういふ方面に協力していくべきであるかといふことについて、一つの方針なりプランがなければならぬと思ひます。そういうことについて

は今日までどこかでお考へになつておるのかどうか。これは具体的に申し上げますと、たとえば鉄鉱石といふやうなものはインドでやることになつておる。あるいは銅にしてもフィリピンといふやうな、地下資源の関係においてそういうことが行なわれております。あるいは農業についてはどういふふうにするのかといふ考へは今日なからうと思ひます。あるいは木材

資源、あるいはその他の日本の産業のために必要とする資源の開発ということもあると思います。なお今度日本から供給するが、向こうの産業経済に役立つようなものはどうであるのかといった、大まかな一つの方針というか計画というか、そういうものはどこかで立てられておるのかどうかということをお伺いいたします。

○追水国務大臣 松平委員の御質問に明確にお答えができるほどしつかりした計画を、われわれはまだ持っていないことをはなはだ遺憾に存しますが、経済企画庁もそういうことについては一半の責任ももちろんございますので、一つなるべく早い機会に御質問にお答えができるようなものを作ってみたい。これは所得倍増計画の中にも国際協力というものがうたがってあるのですから、その具体的な方向——抽象的には、御承知のように東南アジアに対する市場を確保するとか、その方の民度を上げていくとか、それによって日本の輸出の増進に資するとかいうようなことが書いてありますけれども、具体的にどういふこととまではまだ入っておりませんので、これから勉強させていただきます。

○松平委員 率直な大臣の御答弁で、これ以上追及してもしょうがない。非常に低姿勢なので、しょうがないのです。もう一つ伺っておきたいのは、一体今の世界における多角的な方式による援助あるいは二国間方式による援助というのに関しまして、東南アジアの諸国はどうかという考えを持っているのですか。つまりソビエト共産圏側からの援助もかなりあって、しかも条件も非常にいい、こういう状態だ。そこへ各

国からも援助競争というふうなことがあるらしい。世銀等においては、東南アジア側は第一世銀の借款等については必ずしも喜ばないというので、第二世銀を作ることになったというふうないきさつがあります。これは東南アジアの諸国が諸外国の援助というのに対して、かなりいろいろな注文なり何なりを持っていると思うのです。むしろこれは安ければ安いほどいい、長期なら長期なほどいいという考えがありまして、それによっても、そういうことは別といたしまして、何らかの援助を受ける国々というものは援助を受ける方式なり何なりに対して特別の注文なり希望なり関心というのを持っておるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。私の質問は少し抽象的であるかもしれぬけれども……。

○關政府委員 後進国といたしましては、やはり自分の立場からなるべくひものつかないものがほしいということ、国連を通じてやってくれというふうな希望は具体的にはかなりございす。ただおもしろいことは——おもしろいと申してはちよつとあれでございすけれども、現在やつております総会におきまして、代議員会で援助はできるだけ国連を通じてやるべきだというふうな議論が出たのですが、これに対しては、非常に非難におもしろいことには、ソ連がまず非常な反対をいたしております。これはソ連自体の援助がかなりひもつきの、政治的なものと申しますか、糸がはつきりついている。その関係からやつたのだらうと私は推測いたします。もちろん英米もこれは反対いたしております。その結果は、かなり難航いたしました。これは通つてお

ります。おそらく総会もこれは通ることとは間違いないかろうと思ひます。これは東南アジアのみならず、後進国すべてを通じてかなり強い願いだと思ひます。同時に出す方といたしましては、やはりどういたしまして、ある程度政治的、経済的な考慮が伴いますので、必ずしもこれには賛成しない。しかし出す国は少ないし、むしろ国は多いのですから、決まればそういうことになるといふことで、非常に精神的な規定でございすけれども、そういうふうなことが出ております。それはチャンネルの問題でございす。それは件といたしましては、現在中期の金ではとてもまかなえないということ、それが——それはすべての国にございせんが、インドとかパキスタンという国におきましては、償還力の限度に近しいところまで来ておりますので、もつと条件をゆるめてくれというのを要求してきておる。大体この二つが一番大きい件ではなからうかと考えます。

○松平委員 ちよつと最初のことがわからなかつたのですが、被援助国というのには国連を通ずる多角的方向というものを欲しているのですか、そういう意味でしたか。

○關政府委員 いわゆる二国間でやりますと、どうしてもひもがつくじやないか。ですから、二国よりは世銀の方がいい。そして世銀よりは、国連でもつと別なものを作つてやつた方がいいじやないかというふうな考えです。

○松平委員 そこで世銀なり第二世銀というのには、東南アジアの諸国はかなりのシェアを持っていますか。

○關政府委員 それは世銀に全部出資をいたしております。後進国といえども、東南アジアの諸国といえども、第二世銀に入つてゐる国、入らない国はありますけれども、大多数出資することになると思ひます。出資はいたしておりますし、当然——先ほど松平委員から、必ずしも第一世銀の借金を喜ばないんじやないかというお話がございしたけれども、決してそんなことはないものでありまして、インドなどは現在第一世銀の最大の借り手であるというのが実際でございまして、世銀のものを断つてという国は必ずしも多くない。大体において世銀から借り出す能力が少ないということが、むしろ問題でございす。その国の経済計画もはつきりしており、さらに借入れに要するところの援助計画そのものが、サウンドの基礎に立つような計画を彼らが作つた場合においても、世銀からはかなり出ております。

○松平委員 私が言つたのはそういう意味でなくて、彼らとしては世銀の構成が気に入らないのではないのか。理事とかそういう役員の構成がほとんどアメリカで押えられておるといふようなことが——金を借りることは、これはほとんど借りるけれども、世銀自体の運営の仕方がアメリカ的であるというか、アメリカがコントロールしておるといふことに対しては不満を持つておるようには聞いておるのですが、そういうことはございせんか。

○關政府委員 アメリカがコントロールしておるとおっしゃいますが、アメリカと同時にイギリスも非常にコントロールを持つておると思うのであります。やはりあれは国際的な機関でござ

いますから、必ずしもアメリカがひとりコントロールして——なるほど總裁のブラックはアメリカ人ですが、必ずしもそういうことは言えないと思ひます。フランス人も入つておればイギリス人も入つておるから、アメリカが完全にコントロールしているということは、かなり事実と相違しておると思ひます。その点では、後進国が好まないということでは必ずしもないと私は思ひます。

○松平委員 もう一つ伺つておきたいのですが、中近東方面には、何か開発のために中近東の資本をかなり集めて、そしてそのほかにもまた欧米の資本を集めたところの一つの中近東だけの開発銀行というふうなものを作つていきたいというふうな意向があるように聞いておるのですが、そういうことは現在具体的に動いておるわけですか。

○關政府委員 MIDECというものができておりますけれども、その間も少し調べに行つたのですが、それほど活発に動いておらないのが実情でございす。

○松平委員 もう一つ伺つておきたいのですが、国連の特別基金と技術援助の計画というのがある。この技術援助の関係を聞いて、今日日本はどの程度のことをやつておるのですか。つまりその中、ことに東南アジア関係の技術員の養成等についての割合というか、そういうものはどの程度になつておりますか、そのことをこの際ちよつと伺つておきたい。

○關政府委員 特別基金はまだできたてでありまして、それに日本ももちろん出資はしておりますけれども、特別基金の金を使って現在まで何をやって

おるかということは実績が出ておりません。現実には、今度メコン川の開発に關しまして、これは日本の方からも金を出してやっておるわけでありすが、おそろく百万ドルばかりの特別基金を利用して日本側が仕事を請けることになると思つております。

もう一つ、これはまだできるかできないかはつきりいたしておりませんけれども、例のアジア生産性機構というものができるかかっておりますが、これができる場合におきましては、これに對してもやはり特別基金から、ある程度の補助金と申しますか、そういうものが出来て、日本に多分訓練センターというものができるとなると思ひます。これは將來日本が特別基金の金を使ひましていろいろな技術援助をやる可能性はありますが、現在ほはつきりいたしておりますのはその程度であります。

そのほかに国連でやっております技術援助關係といたしましては、例の北大技術援助計画というものがあつまして、これに關しましては、金にいたして幾らでございますか、日本の専門家が各國に國連の専門家という形で出ていつて技術援助をやっておりますし、また一部は地震なんかの研究で日本にやつてきて研修をやっておるという程度であります。

○松平委員 最後の一つ長官に何っておきたいのですが、総裁、理事というような人は、どういふような人をお考えになつておりますか。すでに内定しているのかどうか。これは前の国会でこの法律が上る予定のところが上がらなかつた。かなり時間もたつてゐるわけですが、そういうことはお考えに

なつてゐると思ひのであります。どういふ人を、具体的な名前ではありませんが、お考えになつておりますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○迫水國務大臣 率直に申してまだ何にも具体的にはきまつておりませんが、私の頭の中では、総裁には金融人でない人、そうかといつて政治家も困ると思ひのでありますが、民間の有力な実業家をお願いした方がいいのではないかとつて考へております。まだ何にも具体的にはきまつておりません。

○中川委員長 本日はこの程度にとどめて、次会は、明日午前十時より理事会、同十五分より委員会を開会することにしたしまして、これにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

昭和三十五年十二月十九日印刷

昭和三十五年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局